

那覇空港滑走路増設事業いよいよ着工

那覇空港の現状

那覇空港は、沖縄の玄関口として国内外各地を結ぶ拠点空港であるとともに、県内離島と沖縄本島を結ぶハブ空港としても重要な役割を果たしています。

那覇空港は、滑走路1本の空港として国内で2番目に利用度が高く、滑走路が1本であるものの旅客数は5位、貨物取扱量は4位（国際貨物取扱量では3位）であり、観光シーズンのピーク時には希望する便の予約が取れないなどの状況が生じています。



那覇空港の滑走路増設事業は、平成15年度から住民参画を目的としてパブリック・インボルブメント（PI）の手法を取り入れ、複数案の中から滑走路長2,700m、滑走路間隔1,310mを選定し、平成22年度から環境影響評価の手続を進めてきました。

公有水面埋立承認

平成25年9月19日に環境影響評価の手続を終えたことから、9月20日、公有水面埋立承認権者である沖縄県知事及び那覇港管理組合管理者に対



して埋立申請願書を提出しました。

埋立申請に関する内容審査の一環として、11月25日には、沖縄県及び那覇港管理組合による現地視察が行われ、作業ヤード、連絡誘導路取付位置、浚渫土砂仮置ヤード予定地等で説明を行いました。

その後も利害関係人の意見審査、地元市長の意見聴取（那覇市長及び豊見城市長）、関係行政機関との協議（那覇海上保安部、県農林水産部及び環境生活部）を経て、平成26年1月9日に承認を頂きました。



承認書の手交時には多数の報道機関から取材を受けました。本事業に対する県民の関心の高さを実感しています。

航空法に係る手続

那覇空港の施設等変更に関しては、平成25年9月24日に航空法第38条に基づく告示（施設変更等に係る予定告示、公聴会実施の告示）が行われ、10月24日に航空法第39条に基づき公聴会を実施しました。公聴会では公述人8名が全員賛成の立場で発言されました。

平成26年1月6日には航空法第40条に基づく告示（施設変更等の決定通知）が行われ、航空法に係る工事着工までの手続を完了しました。

工事着手

以上のような工事着手前に必要な全ての手続が整ったことを受けて、本事業の最初の海上工事となる仮設栈橋（注）築造工事について、平成26年1月17日に受注者との契約を締結しました。

県民の皆様の期待に応えるべく今後も鋭意工事を進め、平成31年末の工事完了を目指します。

（注）仮設栈橋：海上からの石材等搬入の基点となる仮設構造物